

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月3日

横浜市契約事務受任者
南区長 高澤 和義

1 契約の概要

南区総合庁舎電話交換機バッテリー及びひかり電話用UPS交換作業

2 履行(納品)場所

南区総合庁舎7階 電話交換機室

3 契約日

令和7年3月4日

4 履行日又は履行期間

令和7年3月31日

5 契約金額

1,449,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市神奈川区西神奈川1-13-15

大栄電子株式会社

代表取締役 凝地 明

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

故障したバッテリー及びひかり電話用UPSは、本庁舎が停電した際に電話の不通が発生しないよう設置しているものであるため、万が一本庁舎で停電が起きた際に電話が使えず市民サービスに重大な支障を生じる恐れがあったため。

8 契約の相手方の選定理由

南区総合庁舎において、電話機交換機の点検を業者に委託しており、その点検を行った際に故障していることが発覚しました。早急・確実に修理対応を行うため、点検を委託した業者に本件を委託することとしました。

9 所管課

南区総務部総務課